

京都新聞 2007/04/21(土)より抜粋

## 敷引特約」は無効

を命じた。 と、神戸、大阪、大津など 貸会社に三十万円の返還を 効」として、男性の請求を 引特約が無効であることが 金・保証金弁護団」による 棄却した一審木津簡裁判決 は消費者契約法により無 山下寛裁判長は「敷引特約 かれたのは違法として、賃 を取り消し 護団は「司法の場では、 元全に確立したと言える。 一十日、京都地裁であった。 ぐとも五件出ている。弁 の各地裁で同様の判決が少 男性の代理人の「京都敷 敷引特約」を理由に退

## 京都地裁一転、敷金返還命じる

でいる。 還を求めるべきだ」と話し 意して入居している人にも 意して入居している人にも が護団は「既に特約に合 木津川の男性勝訴

除する特約は、消費者の利

益を一方的に害する」とし

て、特約全体が無効と判断

金の85%を超える金額を控

法な契約を改めるべき」と 法な契約を改めるべき」と している。 判決によると、男性は二 りの一年に、三十五万円の 意して賃貸契約を結び、退 意して賃貸契約を結び、退 ま時に五万円しか返還され なかった。山下裁判長は「敷



賃貸住宅 仲介・管理のコンプライアンス企業 **学生ハウジング 3215.CO.JP** 

学生ハウジングでは、敷金の精算に関して、国土交通省発行の『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』に基づき、退去後の原状回復費用について、その負担割合の査定を行っております。査定は、5名の敷金保証金診断士(NPO法人日本住宅性能検査協会認定)が行っております。

当社では、敷引き(解約引き)特約で入居者募集をされている物件(居住用賃貸物件)は、 取り扱いしておりません。